一　通算遺族年金証書
二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一　通算遺族年金証書
二　戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類

（氏名変更の理由の届出）

第七十六条の十二の二　通算遺族年金の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて前条第一項の規定による届書の提出を要しないときは、当該変更をした日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。
一　氏名、生年月日及び住所
二　個人番号又は基礎年金番号
三　氏名の変更の理由

2　前項の届書には、戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

七十六条の十四

三　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地

2　前項の届書には、払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書を添えなければならない。

三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　第三十九条第一項第三号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号
ロ　第三十九条第一項第三号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2　前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあつては、預金口座の名義及び口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

第七十六条の十四

三　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地

2　前項の届書には、払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　第三十九条第一項第三号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号
ロ　第三十九条第一項第三号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2　前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。